

# 社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会まごころ銀行の 設置及び運営規程

## (目的及び設置)

第1条 地域社会の福祉の増進に寄与したいという人々からの善意を預託という形で金品を預かり、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業に活用することによって、社会福祉の増進に寄与することを目的として、協議会まごころ銀行（以下「銀行」という。）を設置する。

## (事務所)

第2条 銀行の事務所を協議会内に置く。

## (取次所)

第3条 銀行の運営上協議会支所に取次所を置く。

2 取次所の運営については、この規程に準じて行う。

## (寄附金の申込み)

第4条 銀行に寄附金品の申込みがあったときは、寄附者からの寄附書（別記様式第1号又は別記様式第2号）により受け入れるものとする。

## (寄附金品の受入事務)

第5条 会長は、寄附金品の受入れについて第1条に規定する目的に照らし適当であると認めるときは、受入れを決定するものとする。

2 会長は、前項により寄附金品を受入れた場合は、領収書（別記様式第3号）又は寄附受入書（別記様式第4号）を交付しなければならない。

3 会長は、寄附金台帳（別記様式第5号）及び寄附物件台帳（別記様式第6号）を備え、前項に規定する事務をした時点でこれを当該台帳に記載し、常に寄附金品に係る事務処理状況等を明らかにしておかなければならない。

4 会長は、前項により寄附金台帳及び寄附物件台帳に記載を行ったときは、速やかに寄附者に対し別に定める礼状を交付又は送付しなければならない。

## (管理及び活用)

第6条 会長は、寄附金については金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 寄附を受けた物件については、第1条に規定する目的に照らし活用しなければならない。

## (寄附金の払出し)

第7条 会長は、銀行に預けられた寄附金が次の各号のいずれかに払出しができるものとする。

- (1) 協議会の運営及び協議会が行う社会福祉事業のための資金
- (2) 東広島市社会福祉協議会まごころ基金への積立金
- (3) その他会長が特に必要と認めたもの

## (会計の取扱い)

第8条 この銀行の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 この銀行の収入及び支出は、毎年1回以上、収入支出の計算書を調整し、監事の監査を得、理事会の認定を経て、評議員会の議決を得なければならない。

## (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める

## 附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

## 附 則

一部改正のこの規程は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。